（物品運送に関する経過措置）

第四条　施行日前に締結された物品運送契約（以下「旧物品運送契約」という。）並びに旧物品運送契約に係る運送品に関する運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。

（旅客運送に関する経過措置）

第五条　施行日前に締結された旅客運送契約（以下この条において「旧旅客運送契約」という。）並びに旧旅客運送契約に係る手荷物（旅客から引渡しを受けていないものにあっては、身の回り品を含む。）に関する運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に旧旅客運送契約に基づいて発生した旅客の生命又は身体の侵害に係る運送人の損害賠償の責任については、この限りでない。

（寄託に関する経過措置）

第六条　施行日前に締結された寄託契約（以下「旧寄託契約」という。）については、なお従前の例による。

（船舶に対する差押え等に関する経過措置）

第七条　施行日前に申し立てられた船舶の差押え又は仮差押えの執行の申立てに係る事件については、新商法第六百八十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（共有に係る船舶についての損益の分配等に関する経過措置）

第八条　共有に係る船舶であって施行日前に発航をしたものについての旧商法第六百九十七条に規定する損益の分配については、その航海に限り、なお従前の例による。

2　前項に規定する船舶の利用に関する計算については、新商法第六百九十九条第二項の規定にかかわらず、その航海に限り、なお従前の例による。

（船舶賃貸借に関する経過措置）

第九条　新商法第七百二条の規定は、施行日前に締結された船舶の賃貸借契約については、適用しない。

（定期傭船に関する経過措置）

第十条　新商法第七百四条から第七百七条までの規定は、施行日前に締結された定期傭船契約については、適用しない。

（船長に関する経過措置）

第十一条　船長の施行日前の行為に基づく旧商法第七百五条に規定する損害賠償の責任については、なお従前の例による。

2　施行日前に発航をした船舶（以下「既発航船舶」という。）に係る船長による代理については、その航海に限り、なお従前の例による。

3　既発航船舶に係る旧商法第七百二十条第二項に規定する航海に関する計算については、その航海に限り、なお従前の例による。

（船舶の衝突に関する経過措置）

第十二条　施行日前に生じた船舶と他の船舶との衝突に係る事故については、新商法第七百八十八条及び第七百八十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　新商法第七百九十条及び第七百九十一条の規定は、施行日前に生じた事故については、適用しない。

（海難救助に関する経過措置）

第十三条　既発航船舶又は既発航船舶内にある積荷その他の物が海難に遭遇した場合におけるその救助については、その航海に限り、なお従前の例による。

2　新商法第八百七条の規定は、施行日前に発航をした非航海船については、その航行を終了するまでの間は、適用しない。

（共同海損に関する経過措置）

第十四条　既発航船舶に係る共同海損については、その航海に限り、なお従前の例による。

2　既発航船舶に係る旧商法第七百九十九条に規定する費用については、その航海に限り、なお従前の例による。

（海上保険に関する経過措置）

第十五条　施行日前に締結された海上保険契約については、なお従前の例による。

（船舶先取特権に関する経過措置）

第十六条　施行日前に船舶（製造中の船舶を含む。）、その属具及び受領していない運送賃に関し国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十二号に規定する強制換価手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続が開始された場合における旧商法第八百四十二条の先取特権又は第二条の規定による改正前の国際海上物品運送法第十九条第一項の先取特権の効力及び順位については、なお従前の例による。

（船舶法の一部改正）

第十七条　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

商法第七百九十一条及ビ第八百七条ノ規定ハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テセザルモ専ラ湖川、港湾其他ノ海以外ノ水域ニ於テ航行ノ用ニ供スル船舶（前項但書ニ規定スル船舶ヲ除ク）ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同法第七百九十一条中「船舶」トアルハ「船舶又ハ船舶法第三十五条第一項ニ規定する船舶」ト読替フルモノトス

（船舶法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　前条の規定による改正後の船舶法第三十五条第二項（新商法第七百九十一条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、施行日前に生じた事故については、適用しない。

2　前条の規定による改正後の船舶法第三十五条第二項（新商法第八百七条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、施行日前に発航をした同項前段に規定する船舶については、その航行を終了するまでの間は、適用しない。

（商法施行法の一部改正）

第十九条　商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条　削除

第百三十条を次のように改める。

第百三十条　削除

（鉄道営業法の一部改正）

第二十条　鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第三項及び第四項中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第十八条ノ三を削る。

第十八条ノ四中「前二条」を「前条」に改め、同条を第十八条ノ三とする。

（鉄道営業法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　旧物品運送契約に基づいて貨物を寄託した場合における預証券及び質入証券並びに旧物品運送契約に基づいて鉄道と船舶との通し運送をした場合における運送状及び貨物引換証については、なお従前の例による。

（農業協同組合法の一部改正）

第二十二条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十三第三項中「第六百二十七条第二項及び第六百二十八条」を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条」に改める。

第十一条の十六中「第六百十六条第一項、第六百十七条から第六百十九条まで及び第六百二十条から第六百二十六条まで」を「第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条まで」に改める。